

衣浦東部広域連合ホームページ広告募集要項

(趣旨)

第1条 この要項は、消防行政への支援をホームページへのバナー広告掲載という方法で事業者に求めることについて、衣浦東部広域連合広告掲載要綱第5条に基づき、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 広域連合ホームページ

衣浦東部広域連合（以下「広域連合」という。）が公開するホームページで、アドレスが <https://www.kinutoh.jp/> で始まるものをいう。

(2) バナー広告

広告掲載の許可を受けた者（以下「広告主」という。）の社名、団体名等を識別可能な文字又は画像で表示された情報で、広告主の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

(広告主の基準)

第3条 衣浦東部広域連合広告掲載要綱第3条の各号に該当する者は広告主になることができない。

(バナー広告の基準)

第4条 バナー広告の内容が衣浦東部広域連合広告掲載要綱第4条の各号に該当する場合は掲載しないものとする

(掲載ページ)

第5条 広告の掲載ページは次の各号に示すページの下部とする。

(1) トップページ

(2) 碧南消防署トップページ

(3) 刈谷消防署トップページ

(4) 安城消防署トップページ

(5) 知立消防署トップページ

(6) 高浜消防署トップページ

(表示順)

第6条 広告の表示順はページ切り替えごとにランダムに入れ替える。

(規格)

第7条 バナー広告の規格は、次の各号のとおりとする。

(1) サイズ

横228ピクセル、縦70ピクセル

(2) 形式

G I F又はJ P E G形式で静止画

(3) データ容量

25キロバイト以下

2 次の表記は使用してはいけない。

(1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン

(2) アラートマーク（「警告」「注意」などあたかも警告を発しているかのような誤解を与えるもの）

(3) ラジオボタン、テキストボックス、プルダウンメニュー等により選択、入力又は当該バナー広告の下に選択肢があるような誤解を与えるもの

（掲載期間）

第8条 広告を掲載する期間は1月を単位とし、延長も可能とする。

2 広告の掲載開始日及び時間は、掲載開始月の初日の正午とし、掲載終了日及び時間は掲載終了月の翌月の初日の正午とする。

3 前項の規定に関わらず、広告の掲載開始日又は掲載終了日が土曜日もしくは日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は12月29日から翌年1月3日までに当たるときは、その直後の日を掲載開始日又は掲載終了日とする。

（広告料）

第9条 広告料は、1枠当たり月額10,000円とする。ただし、4月から翌年3月までの1年間継続掲載の申込のあった場合は1枠当たり100,000円とする。

2 広告料は、広域連合長の指定する日までに全納するものとする。

（掲載の申込み）

第10条 広域連合ホームページに広告を掲載しようとする者は、別紙様式1

「衣浦東部広域連合バナー広告掲載申込書」を、掲載開始日の20日前までに広域連合長に提出しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、継続申込みの場合は、掲載開始日の10日前までを申込期限とする。

(掲載の決定)

第11条 広域連合長は、前条の申込みがあったときは、その内容を審査して広告掲載の許可又は不許可を決定し、その結果を別紙様式2「衣浦東部広域連合バナー広告掲載許可通知書」又は別紙様式3「衣浦東部広域連合バナー広告掲載不許可通知書」にて申込者に通知する。

(広告掲載内容の変更)

第12条 広告主は、バナーのデザイン変更又はバナーのリンク先を変更したいときは、広域連合長に別紙様式4「衣浦東部広域連合バナー広告変更届出書」を提出するものとする。

(広告料の還付)

第13条 広告掲載期間中に、広域連合の都合により広域連合ホームページを閉鎖したときは、その閉鎖時間を24時間で除して得た日数(1日未満は切り捨てる。)に相当する期間に応じ、広告料を還付する。この場合において、還付する額は、1日当たりの広告料の額(納入された広告料を当初の広告掲載日数で除して得た額とする。)に掲載できなかった日数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

(掲載の取下げ)

第14条 広告主は、バナー広告の掲載を取り下げたいときは、別紙様式5「衣浦東部広域連合バナー広告掲載取下申出書」を広域連合長に提出しなければならない。

2 広域連合長は、前項の申出書を受理したときに、納付済みの広告料は還付しない。

(広告主の特例)

第15条 第9条、第10条及び第11条の規定に関わらず、衣浦東部広域連合消防局音楽隊応援スポンサー募集要項に基づくスポンサーに対しては、1年間を上限に、無償でバナー広告の掲載を認めることができる。

附 則

この要項は、令和2年7月31日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年6月11日から施行する。